

## 43 国税庁の使命

**使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。**

### 任 務

■ 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第 19 条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

#### 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

##### (1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすくて確実に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

##### (2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
  - イ 関係法令を適正に適用する。
  - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
  - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

#### 2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

#### 3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

### 行 動 規 範

■ 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

#### 1 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

#### 2 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要なとされる専門知識の習得に努める。

### 今 後 の 取 組

■ 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

## 44 平成26事務年度 国税庁実績評価書(抄)

### V 国税庁実績評価書についての附属説明書

実績目標（大） 1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

実績目標（小） 1－1：税務行政の適正な執行

#### 1. 実績目標の内容

申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民の理解と信頼を得ることが基本となることから、適正・公平な課税の実現を目指すため、関係法令を適正に適用するとともに事務を迅速に処理するほか、透明性の確保等を図り、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。

#### 3. 目標達成のための取組

上記の実績目標を達成するため、以下のとおり取り組みました。

（施策）

##### 1 関係法令の適正な適用と迅速な処理

##### 〔施策1〕 関係法令の適正な適用と迅速な処理

適正・公平な課税を実現するため、税務行政の執行に当たっては、次のとおり関係法令を適正に適用するとともに、事務処理に当たっては、適正かつ迅速な処理に取り組みました。

##### （5）酒類の製造及び販売業免許の適正かつ迅速な処理

酒類の製造及び販売業免許の処理については、免許の申請者等に対して、申請者等の実情に配慮した親切かつ丁寧な説明を行うとともに、酒税法及び法令解釈通達に規定されている要件について適正かつ厳格な審査を行い、迅速な処理に努めました。

また、休造中の酒類製造場や休業中の酒類販売場については、的確かつ効率的な実態把握及び管理に努めるとともに、その期間が長期にわたる場合には、免許制度の趣旨を踏まえ、免許の取消処分を行うなど厳正かつ適切な処理に努めました。

#### ○参考指標 1-1-3：酒類の製造及び販売業免許場数の推移

（単位：場）

会計年度		平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
酒類製造免許場数		3,106	3,107	3,081	3,089	3,095
酒類販売業 免許場数	卸売業	内10,487 12,062	内10,251 11,685	内10,112 11,515	内10,092 11,490	内10,123 11,529
	小売業	175,132	174,544	174,737	175,356	175,165

（出所）「国税庁統計年報書」（長官官房企画課）

（注1）各会計年度末現在の状況です。

- (注2) 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものについては、1場として集計しています。  
(注3) 酒類卸売業免許場数の内書は卸売業と小売業の兼業場です。  
(注4) 酒類小売業免許場数は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。  
(注5) 平成26年度は課税部酒税課調。

○参考指標 1-1-4：酒類の製造及び販売業免許の処理件数等 (単位：件、%)

会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
付与件数	(100.0) 27,769	(100.0) 30,225	(100.0) 28,808	(100.0) 31,500	(100.0) 32,195
特 区 法 に 基 づく も の	28	18	9	17	19

(出所) 課税部酒税課調

- (注1) 「付与件数」欄の( )書きは、酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内(免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内)に処理した割合を示します。  
(注2) 「特区法に基づくもの」は、構造改革特別区域法(総合特別区域法によるみなし適用を含む。)に基づく酒類製造免許付与件数を示します。

## 実績目標（大） 2：酒類業の健全な発達の促進

### 1. 実績目標の内容

国税庁においては、酒類業の業種所管庁として、酒税の保全及び酒類業の健全な発達を図るため、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むほか、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の多様化などの社会経済情勢の変化に対応し、消費者、製造業及び販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応します。

また、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改訂）等を踏まえ、「日本産酒類の総合的な輸出環境整備」に取り組むこととしています。

### 3. 目標達成のための取組

上記の実績目標を達成するため、以下のとおり取り組みました。

#### 〔施策〕

- 1 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応策
- 2 酒類の公正な取引環境の整備
- 3 日本産酒類の輸出環境整備
- 4 構造・経営戦略上の問題への対応
- 5 独立行政法人酒類総合研究所との連携
- 6 未成年者飲酒防止対策等の推進
- 7 酒類に係る資源の有効な利用の確保

#### 〔施策1〕 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応策

消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう、生産・流通・消費の全ての段階において酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図りました。

##### （1）市販酒類買上げ調査

市販されている酒類を買い上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等の適正性の確認を行いました。

確認の結果、ごく一部の商品において、食品衛生法で使用基準がある食品添加物について問題のある酒類が把握されたことから、その酒類を製造した酒類製造者等に対して、問題が解決するよう指導しました。

また、分析等の集計結果については、国税庁ホームページの「全国市販酒類調査の結果について」（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/seibun/06.htm>）で公表します。

○参考指標 2-1：市販酒類買上げ調査件数 (単位：件)

会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
調査件数	3,273	3,266	3,056	3,058	2,966

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 市販酒類買上げ調査においては、各県ごとに①課税移出数量が多くかつ全県的に営業活動がなされている酒類製造業者の製造する酒類、②酒類製造業者全体から一定割合で抽出した者の製造する酒類を買い上げ、数年で全ての酒類製造業者から酒類を買い上げることとしています。

(2) 酒類製造業者の製造工程の改善に関する指導相談

市販酒類買上げ調査の結果や業界全体の課題等を踏まえ、酒類製造業者に対し、独立行政法人酒類総合研究所の研究成果を活用しつつ、酒類の安全性の確保と品質水準の向上のため、製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施しました。

指導相談件数については、平成26年度は、酒類製造業者のアルコール等の分析の精確さの確保に係る技術指導を引き続き重点的に実施したことから、前年とほぼ同程度の実施件数でした。

また、技術相談が適切に行われたかを確認するため、満足度に関するアンケート調査を実施した結果、実績値は91.6%となり、目標を達成しました。

○参考指標 2-2：酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数 (単位：件)

会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
指導相談件数	2,283	2,516	2,565	2,521	2,399

(出所) 課税部鑑定企画官調

(3) 酒類の成分の実態把握等

市販酒類買上げ調査において、食品衛生法で使用基準がある食品添加物や、含有量に規制のある汚染物質、更には国内外で取り上げられている酒類の安全性に係る成分について調査した上、その結果について国税庁ホームページの「酒類の品質及び安全性の確保」

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/anzen/index.htm>) で公表しました。

また、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、平成26年度においても、酒類及び醸造用水について、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、放射性物質の調査を実施しました。

放射能分析の結果については、随時国税庁ホームページ「酒類等の放射能分析結果」

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/anzen/radioactivity.htm>) で公表しています。

なお、平成23年6月に分析を開始して以来、平成27年4月末までに、全国約10,600点の酒類及び醸造用水について分析を行いました。食品衛生法上の新基準値(平成24年4月1日施行)を超過するものではありませんでした。

さらに、食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス食品添加物部会で、ワイン製造に用いられる食品添加物に関する国際規格が議論されていることから、国内における添加物使用実態を把握した上でコメントを提出する等、規格策定に参画しました。

#### (4) 酒類製造業者に対する表示事項確認調査

消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類買上げ調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導しました。

#### ○参考指標 2-3：酒類製造業者に対する表示事項確認調査実施件数 (単位：件)

事務年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
調査実施件数	930	914	908	864	831

(出所) 課税部酒税課調

#### (5) 米穀等の取引等に係る情報の記録等についての指導

消費者の安心・安全の観点から、酒類業者に対して、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務に関する確認調査を行うとともに、これらの義務が適正に履行されるよう指導しました。

#### 〔施策2〕 酒類の公正な取引環境の整備

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、酒類に関する公正な取引のための指針について引き続き周知・啓発を行うとともに、これに基づき、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる大規模事業者等に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。

調査の結果、指針に則していない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会に対し同法第45条第1項の規定に基づき、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めました。

なお、改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促しました。

その結果、測定指標に掲げた「酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合」については95.7%となり、目標を達成することができました。

#### ○参考指標 2-4：酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数 (単位：件)

事務年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
調査件数	2,225	1,799	1,991	1,537	1,547

(出所) 「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 平成25事務年度分（平成25年7月～平成26年6月）」（平成27年2月 課税部酒税課）（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/150202/index.htm>）

#### 〔施策3〕 日本産酒類の輸出環境整備

東日本大震災後に各国で導入された輸入規制に対し、独立行政法人酒類総合研究所の分

析・研究結果を活用して、継続的に規制の撤廃・緩和に向けた働き掛けを行ったほか、これ以外の貿易障壁についても、経済連携協定などの国際交渉を通じて除去に取り組みました。

また、ダボス会議などの国際会議や外交上のレセプション、在外公館が行うイベント等において日本産酒類が提供される際に、専門的な知識を備えた技術系職員の派遣を行うなど日本産酒類の魅力の発信に取り組みました。

さらに、酒類の専門的知識の普及・啓発の観点から、外務省や日本酒造組合中央会と連携して、在京の各国大使等を対象とした酒蔵ツアーを開催しました。

輸出に取り組む事業者の支援としては、酒類の業界団体等を中心として発足した日本酒輸出協議会にオブザーバーとして参加し、輸出戦略の策定を支援しました。

また、各国税局においても、関係府省の出先機関、JETROの国内事務所、地方自治体等と連携して輸出促進に取り組むため、連絡会議を開催しているほか、輸出セミナーを開催するなど、酒類業者のニーズを踏まえた取組を行いました。

#### 〔施策４〕 構造・経営戦略上の問題への対応

##### （１）経営改善等に対する支援

酒類業の経営改善等に対しては、引き続き、①業界動向を客観的に把握・分析して、その結果を国税庁ホームページを活用して情報提供するとともに、②経営指導の専門家等を講師とした研修会の開催などにより、中小酒類業者における経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行い、経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。

##### （２）清酒製造業及び単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化の促進

清酒製造業及び単式蒸留しょうちゅう製造業の経営基盤の安定等に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金（平成26年度執行額323百万円）を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に取り組みました。

日本酒造組合中央会では、交付を受けた補助金を使用し、東日本大震災により被災した清酒製造業者に対する利子補給、単式蒸留しょうちゅう製造業者に対する蒸留廃液（いわゆるしょうちゅう粕）処理設備の購入等に係る助成、清酒及び単式蒸留しょうちゅうの認知度向上につながる事業等の各種事業を実施しました。

また、ロンドン条約への対応のため、単式蒸留しょうちゅうに係る蒸留廃液の処理については、全量を陸上処理する必要があることから、引き続き処理設備等の助成事業を行っていくこととしています。

#### ○参考指標 2-6：単式蒸留しょうちゅうに係る蒸留廃液の陸上処理割合（単位：％）

会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
陸上処理割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（出所）日本酒造組合中央会調

### 〔施策5〕 独立行政法人酒類総合研究所との連携

独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒税の適正・公平な課税や適正表示の確保のために、使用原料を推定するなどの高度な分析を行いました。

また、酒類の安全性確保の観点からは、酒類の放射能分析のほか、コーデックス委員会において議論されている酒類の安全性に係る食品添加物や汚染物質について、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、実態把握のための酒類の分析や汚染物質の低減方法の検討を行い、その結果等に基づいて、消費者等に対する情報提供や酒類製造業者に対する指導相談を行いました。

### 〔施策6〕 未成年者飲酒防止対策等の推進

酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類販売管理研修実施団体に対して、酒類販売管理研修の適切な実施について指導しました。また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて17,911場の酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、10,013場に臨場して酒類の販売管理調査を行い、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。

また、毎年4月の「未成年者飲酒防止強調月間」において、関係省庁と連携した啓発活動を実施したほか、関係組合等が実施した「未成年者飲酒防止キャンペーン」や酒類自動販売機撤廃の自主的な取組を支援し、年齢確認ができない従来型の酒類自動販売機については、更なる減少に向けて引き続き撤去を指導するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図りました。

さらに、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）が制定され、平成26年6月1日に施行されました。同法においては、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年11月10日から同月16日を「アルコール関連問題啓発週間」と定められており、同週間において関係各省庁と連携して周知・啓発に取り組みました。

#### ○参考指標 2-8：酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数（単位：場）

会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
確認場数	21,457	17,543	18,903	19,728	17,911

（出所）課税部酒税課調

#### ○参考指標 2-9：酒類販売管理調査場数（単位：場）

事務年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
調査場数	13,867	10,305	10,490	10,194	10,013

（出所）課税部酒税課調



○参考指標 2-10：酒類自動販売機の設置状況

(単位：台)

会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
設置台数	内7,688 26,830	内6,652 26,128	内5,605 23,631	内4,577 21,189	内3,907 19,541

(出所) 「『酒類自動販売機の設置状況』(平成26年4月1日現在)の公表について」(平成26年9月 課税部酒税課) (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/jihanki2014/01.htm>)

(注1) 翌年度4月1日現在の状況です。

(注2) 内書きは、未成年者のアクセスの防止が可能となるよう技術的改良がなされた酒類自動販売機以外の酒類自動販売機の設置台数を示します。

(注3) 平成22年度は、東日本大震災の影響のため、仙台局を除いた計数となっています。

〔施策7〕 酒類に係る資源の有効な利用の確保

10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行い、酒類に係る資源の有効な利用の確保に取り組んだほか、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/kankyohorei/index.htm>) の活用により、リデュース・リユース・リサイクルへの意識の高揚を図りました。

○参考指標 2-11：酒類業組合等に対する行政施策の説明回数

(単位：回)

会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
説明回数	8,279	8,617	9,358	7,766	7,257

(出所) 課税部酒税課調

(注) 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。

なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に変動があります。